

お知らせ

## 平成 29 年 10 月 1 日から最低賃金が改定されます

### I. 最低賃金について

最低賃金とは、最低賃金法に基づき、賃金の最低限度を定めたものです。仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めたとしてもこの法律により無効となり、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

### II. 最低賃金の改定

平成 29 年 10 月 1 日から地域別の最低賃金が改定され、北海道の最低賃金は次のとおりです。  
今年度は 24 円 (約 3%) の引き上げとなり、昨年に引き続き過去最大の上げ幅となります。

時間額 786 円



時間額 810 円( 特定の産業を除く)

この最低賃金は、常用(正社員、試用期間)、臨時(契約社員、パートタイマー、アルバイト)等の名称を問わず、すべての労働者に対して適用されます。

特定の産業とは、乳製品製造業、鉄鋼業、電子機械器具製造業、船舶製造業等を指し、別途定められています。

### III. 自社の最低賃金チェック方法

1. 時間給 : 時間給 最低賃金額 (時間額)
2. 日給 : 日給 ÷ 1 日の平均所定労働時間 最低賃金額 (時間額)  
ex : 1 日 8 時間勤務 ➡ 日給 6,480 円以上
3. 月給 : 月給 ÷ 1 カ月の平均所定労働時間 最低賃金額 (時間額)  
ex : 月 170 時間勤務 ➡ 月給 137,700 円以上

次の手当や賃金は、自社の給与が最低賃金額以上となっているかどうかをチェックする際、時間給、日給、月給のいずれにも算入されないのでご注意ください。

- 家族手当、精皆勤手当、通勤手当
- 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜割増手当
- 臨時に支払われる賃金・1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(手当や賞与)

### IV. 最低賃金チェック例 : 次の場合は最低賃金を満たしません !

- 基本給 135,000 円 + 皆勤手当 15,000 円 + 固定残業手当 20,000 円 = 月額賃金 170,000 円

月の所定労働時間が 170 時間の場合、皆勤手当と固定残業手当は最低賃金の計算から除外されるため、基本給 135,000 円 ÷ 170 時間 = 794 円 (< 810 円)となり最低賃金を満たしません。